

**令和 7 年度**

**伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する  
自己点検・評価報告書  
(令和 6 年度執行分)**

**令和 7 年 9 月**

**伊豆の国市教育委員会**

# 目 次

|   |                                   |       |    |
|---|-----------------------------------|-------|----|
| 1 | はじめに                              | ..... | 1  |
| 2 | 自己点検・評価の導入の目的                     | ..... | 1  |
| 3 | 教育委員会の活動等における点検・評価の対象（対象年度：令和6年度） | ..... | 2  |
|   | （1）教育委員会の活動                       |       |    |
|   | （2）教育委員会が管理・執行する事務                |       |    |
|   | （3）教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務         |       |    |
| 4 | 自己点検・評価の手法                        | ..... | 5  |
| 5 | 評価委員構成と評価委員会の実績                   | ..... | 5  |
|   | （1）委員名簿                           |       |    |
|   | （2）評価委員会の開催実績                     |       |    |
| 6 | 伊豆の国市教育委員会の自己点検・評価シート             | ..... | 6  |
| 7 | 総合評価                              | ..... | 17 |
|   | （1）評価委員会による評価の概要                  |       |    |
|   | （2）今後の課題～伊豆の国市教育委員会の改善・発展に向けて～    |       |    |
| 8 | 評価を受けて                            | ..... | 20 |

## 1 はじめに

平成 20 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、伊豆の国市教育委員会では、保・幼・小・中一貫教育の理念のもと、生涯にわたり心豊かな人生を送ることができるよう、「確かな学力 豊かな感性 健やかな心身」を育成するための環境づくりを目指し、これに即して実施した事務事業について、政策効果をしっかりと把握したうえで、その施策の必要性、効率性等の観点から自己点検・評価を行い、その結果を公表しています。

また、その管理及び執行状況については、学識経験者等による外部評価を行い、その結果を踏まえた報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとしています。

### ■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 自己点検・評価の導入の目的

これまでも、教育行政の施策や事業を「計画（Plan）」するときには、必要な検討を行い「実施（Do）」してきましたが、新型コロナウイルス感染症への対応など、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、今では、ウィズコロナが日常となり人々の意識も価値観も大きく様変わりし、DX（デジタルトランスフォーメーション）が一気に加速するなど、社会経済構造の変革が急速に進み、伊豆の国市教育行政に対する市民ニーズも多様化・複雑化しています。そこで、現在行っている施策や事業の方向性や効果が十分に現れているのか、市民の役に立って満足度を高めているのか、など、その成果を検証して「評価（Check）」し、着実に「改善（Action）」を行う『PDCA』サイクルを確立しなければなりません。

予算や人員などの経営資源の配分、施策や事業の選択と重点化、優先順位をつけるなどの判断を行う上でも、この教育行政の自己点検・評価の成果を十分活用し、長期的な展望も視野に事業を進めていくことが望まれています。

また、評価の結果を報告書として議会に提出し、公表することによって、市民の代表である議会において、教育委員会の自己点検・評価の内容が認識されるとともに、伊豆の国市民への説明責任を果たすことになります。

### 3 教育委員会活動等における点検・評価の対象（対象年度：令和6年度）

#### （1）教育委員会の活動

教育行政の基本的な施策の決定をはじめ、様々な諸問題の解決策の重要案件等を審議決定するため、原則として毎月1回定例会を開催し、必要に応じ緊急案件を審議する臨時会を開催していますので、その開催状況や運営状況についての評価を行いました。

また、会議の公開、児童・生徒の保護者や地域住民への情報発信、教育委員会と首長の連携、教育委員の自己研鑽、小・中学校をはじめ、保育園・幼稚園・所管施設訪問の状況等についても評価を行いました。

| 大項目           | 中項目                           |                            | 小項目                      |
|---------------|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 1<br>教育委員会の活動 | (1)                           | 教育委員会の会議の運営改善              | 教育委員会会議の開催状況と運営上の工夫等     |
|               | (2)                           | 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信 | 教育委員会の情報発信に向けた体制の確立と取組状況 |
|               | (3)                           | 教育委員会と事務局との連携              | 教育委員会と事務局との連携            |
|               | (4)                           | 教育委員会と首長の連携                | 総合教育会議の運営                |
|               | (5)                           | 教育委員の自己研鑽                  | 研修会への参加等による自己研鑽の状況       |
|               | (6)                           | 学校及び教育施設に対する支援・条件整備        | 学校訪問及び所管施設訪問の状況          |
|               | 小項目ごとに「達成度」「方向性」を設定し、評価しています。 |                            |                          |

#### （2）教育委員会が管理・執行する事務

「地方教育行政の組織及び運営等に関する法律第25条」及び「伊豆の国市教育長の専決に関する規則第2条」に規定されている以下の17項目の事務の管理・執行について、実績確認を行っています。

| 大項目                  | 中項目                                          |                                                       |
|----------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 2<br>教育委員会が管理・執行する事務 | (7)                                          | 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画を定めること                           |
|                      | (8)                                          | 教育委員会規則の制定又は改廃をすること                                   |
|                      | (9)                                          | 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること                               |
|                      | (10)                                         | 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること                              |
|                      | (11)                                         | 教育予算その他議会の議決を経るべき事件についての意見を申し出ること                     |
|                      | (12)                                         | 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員の校長の任免その他の進退について内申すること             |
|                      | (13)                                         | 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること                            |
|                      | (14)                                         | (12)と(13)のほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと                   |
|                      | (15)                                         | 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと                             |
|                      | (16)                                         | 学校その他の教育機関の位置を選定すること                                  |
|                      | (17)                                         | 1件130万円以上の工事の計画を策定すること                                |
|                      | (18)                                         | 法令又は条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解嘱を行うこと              |
|                      | (19)                                         | 校長、教頭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること                         |
|                      | (20)                                         | 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること                 |
|                      | (21)                                         | 教科用図書の採択に関すること                                        |
|                      | (22)                                         | 文化財の指定及びその解除に関すること                                    |
|                      | (23)                                         | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成すること |
|                      | すべての項目が必然性のある重要項目のため、「点検項目」として実績のみを記載してあります。 |                                                       |

(3) 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

伊豆の国市教育委員会では、伊豆の国市の将来像「ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」を見据え、「歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市」、「子育ても人生も楽しい伊豆の国市」を基本方針として掲げ、伊豆の国市の教育スローガンを「確かな学力<知>・豊かな感性<徳>・健やかな心身<体>」としました。

| 項目                          | 施策の柱              | 項番   | 主要施策               |
|-----------------------------|-------------------|------|--------------------|
| 3<br>教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり | (24) | 歴史資産の保護            |
|                             |                   | (25) | 文化芸術の振興            |
|                             |                   | (26) | 郷土資産を学ぶ機会の創出       |
|                             | 未来を築く教育の推進        | (27) | 地域とともにある教育環境づくり    |
|                             |                   | (28) | 確かな学力を身に付ける教育環境の整備 |
|                             |                   | (29) | 生きるを育む教育の充実        |
|                             | 生涯学習の充実           | (30) | 生涯学習の環境整備          |
|                             |                   | (31) | 世代別の生涯学習の推進        |
|                             |                   | (32) | 地域における生涯学習の推進      |
|                             |                   | (33) | 生涯スポーツの推進          |
|                             | 子育て支援の充実          | (34) | 働くと子育てを両立できる環境の整備  |
|                             |                   | (35) | 地域子育て環境の充実         |
|                             | 健康づくりの推進          | (36) | 食育の推進              |
| 主要施策ごとに評価を実施しています。          |                   |      |                    |

#### 4 自己点検・評価の手法

事業の内容・体系を大項目・中項目・小項目に区分したシートを作成し、大項目1及び3では、小項目単位で、大項目2では、中項目単位ごとに点検・評価を行いました。

自己点検・評価の内容については、外部有識者「伊豆の国市教育委員会の自己点検・評価委員」により検討されました。

#### 5 評価委員構成と評価委員会の実績

##### (1) 委員名簿

|     | 氏名      | 備 考                       |
|-----|---------|---------------------------|
| 委 員 | 相 馬 美樹子 | 学 校 長 経 験 者 (教 育 行 政 全 般) |
| 委 員 | 渡 辺 健 幸 | 小・中学校長会長(学校教育全般)          |
| 委 員 | 土 屋 晃 彦 | 市 P 連 会 長 (P T A活動全般)     |

##### (2) 評価委員会の開催実績

令和7年7月14日(月)第1回評価委員会

- ・選任書の交付
- ・自己点検・評価の概要について
- ・令和6年度執行分事務事業総合シート・個別シートについて

令和7年8月19日(火)第2回評価委員会

- ・意見聴取結果と意見等に対する回答
- ・全体を通した質疑応答
- ・その他

令和7年9月12日(金)第3回評価委員会

- ・伊豆の国市教育委員会の事務事業に関する自己点検・評価報告書(令和6年度執行分)(素案)について
- ・自己点検・評価報告書の提出及び公表の時期について
- ・その他

## 6 伊豆の国市教育委員会の自己点検・評価シート

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価を行ってまいりました。2022 年度より第 2 次伊豆の国市総合計画後期基本計画に基づく施策の達成状況を検証するため、教育委員会の活動及び自己点検の評価にあっては、事業の評価を A～D の 4 段階評価により行うこととしました。なお、事業の評価内容は以下のとおりです。

### 事業の評価

- A：目標をはるかに上回る。
- B：概ね目標を達成し、かつ明確な工夫・改善があり、実績が上がったもの。
- C：概ね目標を達成。
- D：あまり達成できていない

| 項目            | No. | 小項目                      | 評価 | 自己点検・評価 |                                                                                                               |
|---------------|-----|--------------------------|----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>教育委員会の活動 | 1   | 教育委員会会議の開催状況と運営上の工夫等     | B  | 実績      | 教育委員会の施策等を審議するため、定例会を毎月 1 回、臨時会は年 1 回開催した。報告事項 54 件、議案 43 件の審議を実施した。<br>教育委員の意見や要望の聴取を行い、施設運営や各種事業について審議を行った。 |
|               |     |                          |    | 改善      | 引き続き、教育委員からの提案、情報発信の場を設けるとともに、教育現場の視察等も実施するなど、会議の活性化を図る。                                                      |
|               | 2   | 教育委員会の情報発信に向けた体制の確立と取組状況 | B  | 実績      | 会議の開催日程は教育委員会で事前に告示し、市ホームページで公表して傍聴希望に応えられる状況にしている。また、議事録を公開することで、開かれた教育行政の推進を図った。令和 6 年度は、会議の傍聴希望なし。         |
|               |     |                          |    | 改善      | 市民や保護者の視点に立ち、引き続きわかりやすい情報発信を行っていく。                                                                            |

| 項目            | No. | 小項目                | 評価 | 自己点検・評価 |                                                                                                                             |
|---------------|-----|--------------------|----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>教育委員会の活動 | 3   | 教育委員会と事務局との連携      | B  | 実績      | 教育委員会事務局は、教育委員会定例会等の前に調整会議を実施し、教育長、教育部長以下教育部の全課長が出席し、報告や議案事項の検討、確認を行った。また、グループウェアを活用し情報共有を図った。                              |
|               |     |                    |    | 改善      | 中期的な計画として、紙面による会議だけではなく、電子媒体による会議の手法についても検討する。                                                                              |
|               | 4   | 総合教育会議の運営          | A  | 実績      | 市長部局と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し一致して執行にあたるため、令和6年度は会議を2回実施した。「伊豆の国市スポーツ推進計画について」を議題として協議した。                          |
|               |     |                    |    | 改善      | 今後の教育行政を推進するに当たり、市長及び教育委員からの意見を聴取し、それぞれが情報共有したうえで、重点的に講ずるべき議題を検討する。                                                         |
|               | 5   | 研修会への参加等による自己研鑽の状況 | A  | 実績      | 教育行政を推進するうえで、教育委員が教育状況を体感し、委員の資質を高めるために、市町教育委員会研修会へは3人、新任教育委員の研修会には4人が参加した。また、長岡北小学校において、食育としてオーガニック給食の試食と食育に関する紙芝居の見学を行った。 |
|               |     |                    |    | 改善      | 教育委員の希望や意見も聴取し、今後も知見を深め、自己研鑽につながる研修を検討する。                                                                                   |

| 項目            | No. | 小項目                 | 評価 | 自己点検・評価 |                                                                                                       |
|---------------|-----|---------------------|----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>教育委員会の活動 | 6   | 学校訪問及び<br>所管施設訪問の状況 | A  | 実績      | 教育委員に教育現場や教育委員会所管施設の実情を把握してもらい、教育環境等の充実を図るための意見をいただくため実施した。令和6年度は、特別支援学校田方分校、静岡刑務所、伊豆の国特別支援学校訪問を実施した。 |
|               |     |                     |    | 改善      | 学校に偏らず、市内及び近隣市町の教育関連施設を計画的に訪問する。                                                                      |

| 項目                   | No. | 中項目                                       | 自己点検・実績確認                                                                                                                                              |
|----------------------|-----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>教育委員会が管理・執行する事務 | 7   | 教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画を定めること               | 伊豆の国市教育大綱に基づき、年間の主要事業計画の策定・進捗管理を行った。                                                                                                                   |
|                      | 8   | 教育委員会規則の制定又は改廃をすること                       | 国の法改正等に基づく関係例規の改正、組織変更による関係例規の改正等、遺漏なく計画的に行った。(制定: 6 件、規則の改廃: 1 件、訓令の改廃: 2 件)                                                                          |
|                      | 9   | 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること                   | 令和 6 年度は、該当はなかった。                                                                                                                                      |
|                      | 10  | 1 件 80 万円を超える教育財産の取得を申し出ること               | 令和 6 年度は、該当はなかった。                                                                                                                                      |
|                      | 11  | 教育予算その他議会の議決を経るべき事件についての意見を申し出ること         | 令和 6 年度教育関係補正予算 5 回と、令和 7 年度当初予算の編成を行った。                                                                                                               |
|                      | 12  | 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員の校長の任免その他の進退について内申すること | 令和 6 年度の懲戒処分はなかった。今後も不祥事根絶の取り組みを継続し、職務の意義及びその職務に対する使命感を保持しながら、モラルの向上を図る。                                                                               |
|                      | 13  | 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること                | 伊豆の国市立学校管理規則第 3 節に定められたサービスについて懲戒処分等の基準を示し、適切に運用した。                                                                                                    |
|                      | 14  | No.12 と No.13 のほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと  | 関係法令等サービス規定により適正な人事管理が求められている中、業務の実情に合わせた人事方針を田方地区として提示した。なお、教育委員会事務局に係る懲戒処分はなかった。                                                                     |
|                      | 15  | 教育長並びに教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと           | 適正な人事配置のため、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行った。                                                                                                                   |
|                      | 16  | 学校その他の教育機関の位置を選定すること                      | 令和 6 年度は、該当はなかった。                                                                                                                                      |
|                      | 17  | 1 件 130 万円以上の工事の計画を策定すること                 | 教育施設の整備改修計画等に基づいた予算措置を行い、児童生徒・市民が利用する施設環境の充実を目的として整備した。令和 6 年度の 130 万円以上の工事実績等は、教育施設整備課で、小学校 4 件、中学校 1 件、給食センター 1 件、生涯学習課で 3 件、幼児教育課 0 件、文化財課 1 件であった。 |

| 項目                   | No. | 中項目                                                   | 自己点検・実績確認                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|-----|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>教育委員会が管理・執行する事務 | 18  | 法令又は条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解嘱を行うこと              | 法令、条例に規定された附属機関の運営を適正に機能させることを目的として附属機関等の委員を委嘱した。<br>(令和6年度教育委員会所管の各種委員:いじめ問題対策連絡協議会委員15人、学校給食審議会委員17人、学校薬剤師9名、学校内科医9人、学校歯科医19人、学校耳鼻科医2人、就学支援委員会委員15人、社会教育委員12人、公民館運営審議会委員8人、図書館運営協議会委員9人、スポーツ推進委員24人) |
|                      | 19  | 校長、教頭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること                         | 教育委員会として、児童生徒の育成のための教育研修指針を定めることは、教育行政の根幹となる重要事項である。年度当初に教育基本方針、重点施策を校長・園長に示し、これに基づいて各校・各園が研修計画を策定した。                                                                                                  |
|                      | 20  | 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること                 | 学校教育法施行令の規定に基づく重要事項である。令和6年度は、通学区域の変更はなかった。                                                                                                                                                            |
|                      | 21  | 教科用図書の採択に関すること                                        | 教科書採択は法で定められた事務である。令和6年度は、令和7～10年度使用の中学校用の教科用図書の採択を行い、適切に採択事務を進めることができた。                                                                                                                               |
|                      | 22  | 文化財の指定及びその解除に関すること                                    | 伊豆の国市文化財保護審議会の答申に基づき、伊豆の国市指定文化財の名称変更2件をおこなった。                                                                                                                                                          |
|                      | 23  | 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成すること | 法の規定に基づき、教育委員会の点検・評価報告書を外部から選任した3人の評価委員の知見を活用して作成した。当年度事業・翌年度予算等へ反映していくため、当初予算編成前に実施した。作成した報告書は教育委員会に諮り、承認された報告書を市議会に提出した。                                                                             |

| 項目                          | 施策<br>の柱          | No. | 主要施策         | 評価 | 自己点検・評価 |                                                                                                          |
|-----------------------------|-------------------|-----|--------------|----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | 歴史・文化・芸術を活かすまちづくり | 24  | 歴史資産の保護      | B  | 実績      | 歴史資産の保護に関しては、草刈、樹木伐採等の日常管理及び葦山反射炉のモニタリングを実施した。また、「大仁の三番叟」を「大仁神社の三番叟」に、「三福の三番叟」を「三福熊野神社の三番叟」に、それぞれ名称変更した。 |
|                             |                   |     |              |    | 改善      | 文化財を良好な状態で保全管理し、調査事業等の成果を公開するなどの活用を進め、その価値を市民等へ継続して周知することで郷土への理解を深める。                                    |
|                             |                   | 25  | 文化・芸術の振興     | A  | 実績      | 市民文化祭参加者から参加負担金を徴収し、魅力ある文化祭を開催することができた。生涯学習きっかけ作り塾の卒業生の自主サークルへの加入はできなかったが、同様の団体への加入に誘導することができた。          |
|                             |                   |     |              |    | 改善      | 生涯学習きっかけ作り塾での卒業生や自主サークルなどを文化協会の会員に誘導することを継続的に進めていく。市民文化祭の一般参加者を増やすため、体験ブースなど参加型の企画を検討する。                 |
|                             |                   | 26  | 郷土資産を学ぶ機会の創出 | A  | 実績      | 郷土歴史や文化に触れるため、社会科または総合的な学習等による見学を実施した。また、総合的な学習の授業に出前講座を実施した。                                            |
|                             |                   |     |              |    | 改善      | 令和8年度に開館予定の文化財展示施設を、郷土学習に生かしていくためのプログラム等の開発を進める。                                                         |

|                             |            |    |                    |   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|------------|----|--------------------|---|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | 未来を築く教育の推進 | 27 | 地域とともにある教育環境づくり    | A | 実績 | わかあゆ教室の申請者 17 人のうち 8 人利用。運営日数 203 日。<br>スクールソーシャルワーカーは 3 人配置し、教育相談体制をより一層充実させた。                                                                                                                                                                                        |
|                             |            | 27 | 地域とともにある教育環境づくり    | A | 改善 | 不登校児童生徒や保護者のニーズにこたえられるよう柔軟な受け入れ態勢を整えていく。<br>スクールソーシャルワーカーと子ども家庭センター、学校教育課による情報共有連絡会を毎月実施していく。                                                                                                                                                                          |
|                             |            | 28 | 確かな学力を身に付ける教育環境の整備 | A | 実績 | 3 歳児から中学生までが、ALT との学習活動を通じ文化や言語に親しみ、学ぶことでグローバルな視点を持つことができている。<br>ICT 環境の整備により 1 人 1 台端末の利用率が上がっており、持ち帰り学習の頻度も上がっている。<br>支援の必要な児童・生徒に対して必要な支援ができるように学習生活支援員や特別支援学級支援員を配置した。<br>児童生徒の健康状態を把握し、また健康保持増進を図るため年 1 回健診を行っている。<br>子どもたちが安全に安心して学ことができる教育環境を維持するため維持補修工事を実施した。 |
|                             |            | 28 | 確かな学力を身に付ける教育環境の整備 | A | 改善 | 継続的に効果的な外国語授業を行う上で、ALT と日本人教師との協力体制をより密に児童生徒が主体的に学習できる                                                                                                                                                                                                                 |

|  |         |    |             |   |                                                                                                                                                                                 |
|--|---------|----|-------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |         |    |             |   | <p>よう授業改善を目指す。</p> <p>令和8年度に迎える1人1台端末の更新が迫っており、更新をスムーズに行えるような環境整備を目指す。</p> <p>支援の必要な児童・生徒の様子や必要度に合わせて支援員の配置人数を弾力的に調整する。</p> <p>施設の状況を把握するため定期的に巡回する。また、各施設との連絡を密にし、迅速に対応する。</p> |
|  |         | 29 | 生きるを育む教育の充実 | A | <p>実績</p> <p>各園・各学校で「危機管理マニュアル」の見直しを行った。避難訓練については年間3～5回実施し、また、交通安全教室や防犯教室を開催し、自らの防災・防犯の意識を高めることができた。</p>                                                                        |
|  |         |    |             |   | <p>改善</p> <p>学校行事に防災キャンプを計画している学校の様子や効果を発信していく。</p> <p>中学生の地域防災訓練の参加率を上げ、地域の一員として自主防災活動に取り組めるようにする。</p>                                                                         |
|  | 生涯学習の充実 | 30 | 生涯学習の環境整備   | A | <p>実績</p> <p>生涯学習施設を健全な状態で運営できるよう維持管理を行い、利用者が安心して利用できる環境の整備するため修繕工事等を実施した。</p>                                                                                                  |
|  |         |    |             |   | <p>改善</p> <p>施設の利用促進に向けた周知を行うとともに、利用者が快適に施設を利用できるように整備を行い環境の充実を図る。</p>                                                                                                          |

|  |  |    |               |   |    |                                                                                                                                    |
|--|--|----|---------------|---|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 31 | 世代別の生涯学習の推進   | A | 実績 | <p>幼少期から学童期、成人期、シニア期それぞれの時期に応じた講座を企画し、市民の多様な学習ニーズに対応するとともに、生きがいへつなげる活動を行っている。</p> <p>生涯学習塾の申し込みについて電子申請を併用し、事業の効率化を図ることができた。</p>   |
|  |  |    |               |   | 改善 | <p>適切な周知方法を検討し、アンケート調査により市民ニーズへの的確な実施計画を立案する。</p>                                                                                  |
|  |  | 32 | 地域における生涯学習の推進 | A | 実績 | <p>「あいさつ声掛け運動」を7月と11月に実施した。</p> <p>「わたしの主張発表大会」を11月に葦山文化センターで開催し、小中学生9人が主張発表を行った。</p> <p>家庭教育支援事業「ちょこっトーク」をおもちゃ図書館や幼稚園3園で実施した。</p> |
|  |  |    |               |   | 改善 | <p>家庭教育支援員の活用を、保育園・幼稚園・こども園に呼びかけ、子育て中の親の不安解消や親同士のつながりをつくる場を増やしていく。</p>                                                             |
|  |  | 33 | 生涯スポーツの推進     | A | 実績 | <p>市民のスポーツ推進と健康維持増進を図るため、市民ハイキング、ノルディックウォーキング等の教室や元旦マラソン等の大会を開催した。</p> <p>施設予約方法の見直しの検討を進めた。</p>                                   |
|  |  |    |               |   | 改善 | <p>スポーツに触れる機会を提供し、生涯スポーツのきっかけや健康増進につながるような事業を継続して実施する。</p>                                                                         |

|                             |            |    |                  |   |    |                                                                                                                                 |
|-----------------------------|------------|----|------------------|---|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |            |    |                  |   |    | スポーツ団体への支援も含め、施設予約方法をシステム更新と併せて見直しを進める。                                                                                         |
| 3<br>教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 | 地域子育て環境の充実 | 34 | 働く子育てを両立できる環境の整備 | A | 実績 | <p>廃園とした長岡保育園園舎の解体工事を実施し、借地していた保育園用地を所有者返還した。</p> <p>共働き世帯の児童の安全を守るため放課後児童教室を運営し、待機児童を発生させないようにした。</p>                          |
|                             |            |    |                  |   | 改善 | <p>今後、同様な大規模改修事案が生じた場合には、園の運営を継続しながらの工事であることから、より一層きめ細やかに園児の安全に配慮する。</p> <p>放課後児童教室については、効率よく質の高いサービスを提供するため、運営の民間委託化に取り組む。</p> |
|                             |            | 35 | 地域子育て環境の充実       | A | 実績 | <p>市内外の保育所や認定こども園等に対して運営費を助成することで子育て環境を充実している。</p>                                                                              |
|                             |            |    |                  |   | 改善 | <p>園の運営費、職員への報酬等が正確かつスムーズに支払われることにより安定した園の運営ができ、園児やその保護者にとって良好な保育環境が実現できるため、適切な支給が行われるよう園に指導する。</p>                             |

|  |          |    |       |   |    |                                                                                                                                               |
|--|----------|----|-------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 健康づくりの推進 | 36 | 食育の推進 | B | 実績 | <p>子どもたちの健全な育成のため、食生活習慣、食に対する正しい知識、地域の食文化について学ぶ機会を創出した。</p> <p>小学校 187 回、中学校 185 回の提供を行った。</p> <p>また、市内統一献立としてふるさと給食週間、オーガニック給食の日などを実施した。</p> |
|  |          |    |       |   | 改善 | <p>全児童生徒にアンケート調査を実施し、その結果を分析し、来年度の献立作成に活かすことで、給食残渣を減らす。</p> <p>各納入業者から異物混入防止マニュアルを提出させ、内容改善を指導し、異物混入を発生させない環境を整える。</p>                        |

## 7 総合評価

### (1) 評価委員会による評価の概要

令和6年度伊豆の国市教育委員会の点検・評価を行うにあたり、資料だけでは理解しにくかった背景や経過、評価の根拠について質疑応答や意見交換を通して、丁寧な回答や説明を付け加えてくださった教育委員会事務局に改めて感謝申し上げます。

令和6年度は、第2次伊豆の国市総合計画（平成29年度～令和7年度）における「後期基本方針」に基づいて、策定された「伊豆の国市教育大綱」（2023～2025）の2年目にあたり、基本理念に掲げる「人づくり」「教育環境の充実」に向けた取組の進捗状況を体系的に整理された資料で検証しました。

今回の点検・評価の対象となる令和6年度は、複雑な時代の様相を反映して、教育界では、様々な課題が山積し、コロナ後の切り替えが本格化した年度でありました。

各事業では、「目標をはるかに上回る」というA評価指標が14、「概ね目標を達成し、明確な工夫・改善があり、実績が上がったもの」というB評価指標が5と、多くの項目において実現に向けた努力がうかがえます。

自己点検・評価委員会では、伊豆の国市教育委員会における事務の管理、執行が適切に行われていることを確認しました。

### 『全体的な成果』

伊豆の国市教育委員会では、生涯学習社会の創造を土台とし、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた「縦」のつながりと地域を中心とする「横」の連携を進めています。市長部局との連携を基盤に、保健、医療、福祉、保育等関係機関と協働展開する教育支援体制の幅の広さが、切れ目のない学びへの支援につながっています。

### 『各事業に関わる特色』

教育の多様化への理解推進として、小・中、市内特別支援学校への訪問、オーガニック給食試食等、市教育施策の執行状況視察、研修会や学校行事にも参加されている教育委員の皆様の自己研鑽の姿勢に心から敬意を表します。

世界遺産推進事業、韮山城跡保存活用事業等、伊豆の国市は、世界に誇る歴史の宝庫です。新たに整備する文化財展示施設は、生涯学習の起点となり、幼児・児童生徒、勤労者、障がいをもつ方、高齢の方、外国人等、あらゆる人を対象とした文化の発信拠点としての役割を担います。市民サポーター育成等、まさに地域のアイデンティティとシビックプライドをはぐくむ交流の場として発展することを願います。

さらに、デジタル機器を活用した展示や体験型学習は、様々な世代への歴史的価値の伝承や継承につながります。評価委員からも、ご提案があったように、世界遺産反射炉検定の小学校での実施も、探究型学習の入り口となる機会につながっていくものと期待します。

英語であそぼう、幼保小中グローバル教育事業は、「楽しい」「面白い」と幼児、児童、生徒、教員の満足度は高く、伊豆の国市の教育の特色の一つです。自らの思いを英語で表現するコミュニケーション能力育成は、次期学習指導要領に向け、教科の枠を超えた横断的、探究型の学習展開の土台となります。たとえば、英語科を一つの教科としてのみ捉えるのではなく、他教科との関連や実社会とのつながりから、総合的な学習等の教材開発を期待します。さらに英語科教員の専門性を高める研修派遣等、研修体制の支援は、授業改善の大きな原動力です。

幼小中連携接続は、市立・私立含む市内全ての園と学校において、幼小連携の架け橋プログラムを実施し、資質向上に役立つ保育士、教職員合同研修も伊豆の国市ならではの実践的な研修体制です。子ども理解の職員研修は、学びの連続性の確保、つまり学習環境を通して行う教育がその後の教育の学びの基礎を培うものであり、教職員の人権意識や教材研究に波及します。特別支援教育の推進と一体化して、小1プロブレムの解消につながり、不登校傾向の未然防止に役立ちます。

心の教室運営事業、わかあゆ教室運営事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等は、子どもを軸に置いた様々な選択肢の居場所づくりを目指しています。バーチャルな施策も国、県と連携しながら家庭・学校・専門機関を結んでいきたい支援です。

コミュニティスクール運営事業は、先進校では学校運営協議会の意識も高く、「子どものために何ができるかの視点」での取組は成果を上げています。しかし、評価委員からのご指摘もあったように、関係者だけでなく広く市民への周知に工夫が求められます。例えばウェブ上に伊豆の国市版コミュニティスクールのリーフレットや進捗状況が掲載され、多くの方がアクセスできるような配慮などです。具体的な説明があれば、学校も協議会本部も、多様性が尊重され思いやりあふれる社会の構築への貢献の場となります。

学校教育課のコミュニティスクール運営事業、生涯学習課の地域学校協働活動推進事業は、協働で推進することの有益性を高めます。また、学校現場は、学習指導要領改訂期を意識して、現行学習指導要領の保護者・地域の人々と共有した「社会に開かれた教育課程」の具現化を推進することが必須となります。

教育 ICT 利活用事業は、児童生徒一人一台端末が整備され、授業の日常的なツールとなり、外国とのオンライン授業等、教育活動の幅の広がりは画期的なものとなっています。これまでは、ICT 環境整備に主眼が置かれていましたが、端末を使って「どのような取組や授業を行ったのか」の活用状況を注視する必要があります。次期学習指導要領「言語能力、情報活用能力の育成」への視点は、伊豆の国市の教育の先進性がうかがわれます。

園、学校のニーズ、施設等の老朽化や長寿命化への対応が計画的に行われています。LED 照明器具等省エネルギー効果の高い設備への着手や、避難所を兼ねている体育館への移動式エアコンの設置、通学路点検や防災学習等、様々な機関や部署との協働が進んでいます。子どもが安心して学べる教育環境の充実は、保護者や地域の信頼関係構築の土壌となります。

「伊豆の国市スポーツ推進計画」の施策体系にもあるとおり、学校部活動の地域展開は、休日移行の受け皿となる地域スポーツ団体との調整、指導者確保や教員の働き方改革等、様々な課題が山積しています。部活動は放課後の過ごし方としての需要もあり、「市として何ができるのか」、地域や保護者への丁寧な進捗状況の説明が必要です。子どもや保護者、そして地域の声を反映すると共にスピードアップを期待する施策の一つです。

## (2) 今後の課題～伊豆の国市教育委員会の改善・発展に向けて～

令和5年2月文部科学省通知「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」に基づき、教育委員会の実情を踏まえて判断すべきとされています。そこで、事務負担の軽減を見据え、点検・評価の項目や報告書の書式の見直しを検討する必要性を感じております。

伊豆の国市教育委員会は平成20年度から自己点検・評価結果を公表し17年目を迎えました。令和6年度はB評価が増加し「数値化できない実績の評価の規準」が課題となり、課担当者と評価委員が、評価までのプロセスについて意見交換し、評価の透明性・公平性の視点が共有されたことは大きな成果といえます。これまでは「いかに推進するべきかの方法」に力点が置かれてきましたが、求められることは、教育内容の質の向上です。子どもの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、評価し改善を図る、有機的に機能するPDCAサイクルの確立です。通達を活かした事務負担軽減の視点には、「アウトプット」事業結果（参加人数・利用率等）と、「アウトカム」事業成果（満足度、意識の変容等）が、評価対象に対して適切かつ妥当性をもっているかの認識が不可欠です。「点検・評価」においては、利用者の視点に立ち、PDCAサイクルの実効性を高めるために、今後は委員会の構成や内容、回数、評価規準を検討したシステムの構築こそ、教育委員会の負担軽減につながる推進力になるのではないかと考えます。評価においては、計画に縛られるのではなく、状況に応じて柔軟に取り組むことができる体制が求められます。そのためには常に各事業の「全体計画」と「ゴールとなる目標や指標」とを検討し共通理解を図ることが、PDCAの共通実践の着実な歩みとなります。

伊豆の国市教育行政は、「夢と志を持ち、自分の可能性に挑戦できる教育」の実現を目指し、他自治体に先駆けて先進的な教育活動を推進されており、教育長はじめ教育委員会職員並びに関係者皆様の努力に感謝します。

令和7年度は、今後4年間を見通した「伊豆の国市教育大綱」の作成に着手する年です。

次の時代への扉を開く挑戦を続けていただけたら、その努力は未来を生きる子どもたちの希望の礎になると考えます。

時代の変革期の今こそ、教育委員会は国や県、伊豆の国市の教育を巡る動向を積極的に発信し、地域住民の理解と参画意識を喚起し、協働体制をもって教育行政の更なる充実を期待しています。

令和7年9月12日 伊豆の国市教育委員会の事務に関する自己点検・評価委員会

代表委員 相馬美樹子

## 8 評価を受けて

伊豆の国市教育大綱（2023 年度～2025 年度）の基本方針、「夢と志を持ち、自分の可能性に挑戦できる教育」「多様性が尊重されおもしろいあふれる社会の構築への貢献」「ふるさとを愛する人の育成」踏まえ、8つの重点施策を掲げ、教育の一層の充実を図るため取り組んでいます。本年度の自己点検・評価委員会では、令和6年度（2024 年度）の取組の評価をしていただきました。各課の事業に対し、「多くの事業において重要性を真摯に受け止め、その実現に向け努力している。」という評価をいただきましたことを光栄に感じています。

令和6年度の取組を具現化するため、「魅力ある学校づくり」「一人ひとりの個性が輝く生涯学習社会の創造」「歴史・伝統文化の保護継承と、地域の魅力となる文化の創造」「安全で安心して学べる教育環境の確保」という重点項目を設定し、それぞれに事業を展開しました。

社会の諸状況を鑑みますと、学校または担当課だけでは事業を充実させていくことは困難であると推測させるものが多くあることを感じました。今後の事業推進におきましては、教育部内各課との連携はもちろんですが、関係機関や地域との連携をより深めていくことが、重要となってくると考えます。評価委員より指摘がありましたように、今後は今まで以上に協働の精神をもって、柔軟に対応し取り組んでいきます。

評価委員より伊豆の国市教育委員会の事業等の改善・発展に向けて、今後の課題を提示していただきましたが、どれも的を射たものでありました。これを真摯に受け止め、今後の計画・運営に活かしていきたいと考えます。

現在、教育部としては「国際理解教育と英語でのコミュニケーション能力の向上」「部活動の地域展開の進展」「コミュニティスクールの充実」「不登校児童生徒減少の対策と子どもの居場所づくり」「幼児教育と学校教育の滑らかな接続」「伊豆の国市歴史館の活用」等の教育課題を認識しておりますが、誰もがウェルビーイングを感じられる生活が送れることを念頭に丁寧に対応していきたいと考えます。

特に市民等への事業の認知・理解については、事業の費用対効果を高めることにもつながると考えられる広報活動を見直していくことは、重要なポイントであると捉えます。「できない理由を考える。」のではなく、「できるようにするにはどうしたらよいか。」という基本理念のもと、粘り強くそしてしなやかに多面的な視点を持ち、着実に歩んでいこうと思います。

結びに、多くの資料に真摯に向き合い責務を遂行されました評価委員の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後も伊豆の国市教育行政への御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和7年9月12日

伊豆の国市教育長 菊池 之利